

福岡県公報

平成22年11月1日
第3179号

目次

告示(第1711号 - 第1718号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課)	1
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4

公告

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	6
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	7
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	9
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	10
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	11
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	11
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	14
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	15
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	16

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	17
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	18
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	19
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	20
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	21
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	22
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	23
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	24
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	25

収用委員会

土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	25
------------------	-------	-------	----

告示

福岡県告示第1711号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字馬生免1710番1、1710番13及び1720番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都墨田区横綱1丁目3番28号
財団法人 日本相撲協会
理事長 西森 輝門

福岡県告示第1712号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県田川県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

遠賀川水系中元寺川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

川崎町大字安真木宇後田5280番地の1先から

川崎町大字安真木宇後田5289番地の1先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 川崎町

代表者 川崎町長 手嶋 秀昭

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第1713号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成22年11月1日から同年11月21日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 東京都中央区京橋一丁目7番1号

名 称 戸田建設株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 井上 舜三

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 福岡県京都郡苅田町大字馬場304

名 称 戸田建設株式会社九州支店

東九州自動車道南原トンネル作業所

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の55に掲げる施設（バッチャープラント）		
能 力	0.5m ³ / バッチ 25m ³ / h		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可日以降		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可日以降		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可日以降		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	30分 / 回 × 5 回 / 日	2 時間30分	
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常の値 及び	項 目	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度	11 ~ 12	
	生物化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	7	12
	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	10	20
	浮 遊 物 質 量 (mg / ℓ)	2000	3000
室 素 含 有 量 (mg / ℓ)	5	10	

最大の値	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
	汚水量 (m ³ /日)	20	40

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	濁水処理設備				
型 式	T J L - 40				
構 造	鋼製				
主 要 寸 法	縦2.3m × 横4.6m × 高さ2.4m				
能 力	720m ³ /日				
処 理 方 式	凝集沈殿、中和、脱水				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可日以降				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可日以降				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可日以降				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続運転 24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	11~12		6.5~7.8	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	7	12	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20	5	10
	浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	2000	3000	10	20
	窒 素 含 有 量 (mg/ℓ)	5	10	5	10
	り ん 含 有 量 (mg/ℓ)	5	10	0.5	1
汚 水 量 (m ³ /日)	165	330	165	330	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		南原トンネル総合排水口	
当該排水口に	項 目	通 常	最 大

おける汚染状態の通常値及び最大の値	水 素 イ オ ン 濃 度	6.5~7.8	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	10	20
	窒 素 含 有 量 (mg/ℓ)	5	10
	り ん 含 有 量 (mg/ℓ)	0.5	1
	排 出 水 量 (m ³ /日)	160	320

福岡県告示第1714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	若 津 港 線	前	大川市大字小保633番4先から 大川市大字小保165番3先まで	15.0 ~ 18.0	95.0
			前	同上	10.0 ~ 12.0	110.0
			後	同上	15.0 ~ 18.0	95.0

福岡県告示第1715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成22年11月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	福 岡 志 摩 前 線 原	糸島市志摩御床280番先から 糸島市志摩久家21番5先まで

福岡県告示第1716号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本リンパアカデミー協会

(2) 代表者の氏名

王野 さゆり

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町大字上府680番地1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数に対して、リンパマッサージ、タイ古式マッサージ、エステティックに関する事業を行う事で、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援

するとともに、健康・福祉に寄与することを目的とする。また、メイクセラピーやネイルケア・アートに関する事業を行い、美容文化の振興を図る活動を行う。

福岡県告示第1717号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年9月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 バングラデシュと手をつなぐ会

(2) 代表者の氏名

二ノ坂 保喜

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区西新5丁目4番20号

(4) 定款に記載された目的

本会は、同じアジアに生きるものとして、バングラデシュと日本の相互の文化を理解・尊重し、草の根レベルの交流を推進する。そのためにバングラデシュの人々とともに教育、保健医療、及び生活の向上に関する協力事業を行い、人々の自立を目指す活動を支援するとともに、同じアジア人として学びあい、手をつないで生きていくことを目的とする。

福岡県告示第1718号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人食が紡ぐいのちの輪

(2) 代表者の氏名

畠中 廣子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市志摩岐志375番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して「食」を中心に据えた「食育」・「子育て支援」・世代間交流に関する事業を行い「食」を中心に据えたまちづくりの具現化に寄与することを目的とする。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 久山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 久山都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで

(2) 場所

福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 久山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ア 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ア 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ア 都市施設の整備に関する方針

- イ 市街地開発事業に関する方針

- ウ 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- (2) 久山都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	
	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	7.9千人	10.0千人
市街地内人口	1.3千人	1.5千人

- (3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久山町田園都市課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

- (1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。
- (2) 開催の中止
公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。
- (3) 問い合わせ先
この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告
都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類
- (1) 篠栗都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 篠栗都市計画区域区分
- 2 開催の日時及び場所
- (1) 日時
平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで
- (2) 場所
福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
- (1) 篠栗都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
- ア 都市計画の目標

- (ア) 都市づくりの基本理念
- (イ) 各種の社会的課題への対応
- イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- (ア) 区域区分決定の有無
- (イ) 区域区分の方針
- ウ 主要な都市計画決定の方針
- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 自然環境の整備又は保全に関する方針
- (2) 篠栗都市計画区域区分の変更の案の概要
- ア 人口フレームを次のように変更する。

年次	平成17年	平成27年
区分		
都市計画区域内人口	29.5千人	30.7千人
市街地内人口	27.6千人	28.8千人

- (3) 閲覧
平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び篠栗町建設課において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- 6 その他
- (1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場

合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 筑紫野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 筑紫野都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで
- (2) 場所
福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 筑紫野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
 - ア 都市計画の目標
 - (ア) 都市づくりの基本理念
 - (イ) 各種の社会的課題への対応
 - イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分決定の有無

(イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 市街地開発事業に関する方針
- (エ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 筑紫野都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	
	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	91.8千人	94.9千人
市街地内人口	80.7千人	83.8千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑紫野市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べるができる。

6 その他

- (1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。
- (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 前原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 前原都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで
- (2) 場所

福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (3) 前原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- (ア) 都市づくりの基本理念
- (イ) 地域毎の市街地像
- (ウ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分決定の有無

(イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 市街地開発事業に関する方針
- (エ) 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(2) 前原都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	
	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	66.9千人	69.4千人
市街地内人口	47.9千人	50.4千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 志摩都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 志摩都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで
- (2) 場所

福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 志摩都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- (ア) 都市づくりの基本理念
- (イ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分決定の有無
- (イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 市街地開発事業に関する方針
- (エ) 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(2) 志摩都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口		17.1千人	16.0千人
市街地内人口		4.3千人	3.2千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 太宰府都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 太宰府都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで
- (2) 場所

福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 太宰府都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- (ア) 地域毎の市街地像
- (イ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分決定の有無
- (イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 都市施設の整備に関する方針
- (イ) 市街地開発事業に関する方針

(ウ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 太宰府都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

年 次	平成17年	平成27年
区 分		
都市計画区域内人口	66.2千人	68.8千人
市街地内人口	64.7千人	67.3千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び太宰府市都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 那珂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 那珂川都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月22日（月） 午前10時から12時まで
- (2) 場所
福岡県庁地下2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 那珂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ア 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- イ 区域区分決定の有無
- イ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ウ 土地利用に関する方針
- イ 都市施設の整備に関する方針
- ウ 市街地開発事業に関する方針
- エ 自然環境の整備又は保全に関する方針

- (2) 那珂川都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区分 \ 年次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	44.0千人	44.6千人
市街地内人口	39.2千人	39.8千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び那珂川町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年

福岡県規則第43号) 第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 福岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 福岡都市計画区域区分
- (3) 福岡都市計画用途地域

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月22日(月) 午後2時から4時まで
- (2) 場所
福岡県庁地下2号会議室(福岡市博多区東公園7番7号)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 福岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
ア 都市計画の目標
 - (ア) 都市づくりの基本理念
 - (イ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分決定の有無
- (イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 市街地開発事業に関する方針
- (エ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 福岡都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	平成17年	平成27年
	都市計画区域内人口		1,680.1千人
市街地内人口		1,634.5千人	1,681.0千人

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する

(3) 福岡都市計画用途地域の変更の案の概要

ア 都市計画用途地域を次のように変更する

種 類	面積 計(県決定分)	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約735ha	6/10以下	4/10以下	1.0M	165㎡	10m	17.9%
	約303ha	8/10以下	5/10以下	1.0M	165㎡	10m	7.4%
	約34ha	8/10以下	5/10以下	—	165㎡	10m	0.8%
	約33ha	10/10以下	5/10以下	1.0M	165㎡	10m	0.8%
小 計	約1,105ha						26.9%
第二種低層住居専用地域	約4.8ha	8/10以下	5/10以下	1.0M	165㎡	10m	0.1%
	約44ha	8/10以下	5/10以下	—	165㎡	10m	1.1%
小 計	約49ha						1.2%

第一種中高層 住居専用地域	約21ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	0.5%
	約61ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	1.5%
	約220ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	5.4%
	約20ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.5%
小計	約323ha						7.9%
第二種中高層 住居専用地域	約143ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	3.5%
	約208ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
	約39ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
小計	約390ha						9.5%
第一種住居地域	約1,084ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	26.4%
小計	約1,084ha						26.4%
第二種住居地域	約2.6ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	0.1%
	約226ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.5%
小計	約229ha						5.6%
準住居地域	約46ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.1%
小計	約46ha						1.1%
近隣商業地域	約49ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.2%
	約4.7ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.1%
小計	約53ha						1.3%
商業地域	約5.0ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.1%
	約46ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	1.1%
小計	約51ha						1.2%
準工業地域	約717ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.5%
	約20ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	0.5%
小計	約737ha						18.0%
工業地域	約8.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.2%
小計	約8.5ha						0.2%
工業専用地域	約27ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.6%

小 計	約27ha					0.6%
	約4,100ha					100.0%

(4) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び福岡市都市計画課、大野城市都市計画課、春日市都市計画課、志免町地域整備課、粕屋町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年

福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 古賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 古賀都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月24日（水） 午前10時から12時まで

(2) 場所

福岡県宗像総合庁舎 大会議室A（福岡県宗像市大字東郷1-2-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (3) 古賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ㍿ 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ㍿ 区域区分決定の有無
- ㍿ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ㍿ 土地利用に関する方針
- ㍿ 都市施設の整備に関する方針
- ㍿ 市街地開発事業に関する方針
- ㍿ 自然環境の整備又は保全に関する方針

- (2) 古賀都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	46.3千人	45.2千人
市街地内人口	41.3千人	40.2千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

(1) 宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 宗像都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月24日（水） 午前10時から12時まで

(2) 場所

福岡県宗像総合庁舎 大会議室A（福岡県宗像市大字東郷1 - 2 - 1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 地域毎の市街地像

(ウ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分決定の有無

(イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

(ア) 土地利用に関する方針

(イ) 都市施設の整備に関する方針

(ウ) 市街地開発事業に関する方針

(エ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 宗像都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	83.9千人	82.5千人
市街地内人口	75.5千人	74.4千人

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 新宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 新宮都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月24日（水） 午前10時から12時まで
- (2) 場所
福岡県宗像総合庁舎 大会議室A（福岡県宗像市大字東郷1 - 2 - 1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 新宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- (ア) 都市づくりの基本理念
- (イ) 地域毎の市街地像
- (ウ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分決定の有無
- (イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 市街地開発事業に関する方針
- (エ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

- (2) 新宮都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	23.1千人	25.6千人
市街地内人口	21.5千人	24.0千人

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 福岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 福岡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月24日（水） 午前10時から12時まで

(2) 場所

福岡県宗像総合庁舎 大会議室A（福岡県宗像市大字東郷1-2-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 福岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- (ア) 都市づくりの基本理念
- (イ) 地域毎の市街地像
- (ウ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分決定の有無
- (イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- (ア) 土地利用に関する方針
- (イ) 都市施設の整備に関する方針
- (ウ) 市街地開発事業に関する方針
- (エ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 福岡都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	39.4千人	43.3千人
市街地内人口	36.0千人	40.0千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び福津市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 北九州都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 北九州都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月24日（水） 午後2時30分から4時30分まで
- (2) 場所
福岡県小倉総合庁舎 大会議室（福岡県北九州市小倉北区内7-8）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 北九州都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ㍑ 都市づくりの基本理念
- ㍑ 地域毎の市街地像
- ㍑ 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ㍑ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ㍑ 土地利用に関する方針
- ㍑ 都市施設の整備に関する方針
- ㍑ 市街地開発事業に関する方針
- ㍑ 自然環境の整備又は保全に関する方針

エ 公害の防止及び環境の改善の方針

- ㍑ 公害防止及び環境の改善のための施策の概要

(2) 北九州都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	993.2千人	957.0千人
市街地内人口	944.3千人	908.1千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

(1) 中間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 中間都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月24日（水） 午後2時30分から4時30分まで

(2) 場所

福岡県小倉総合庁舎 大会議室（福岡県北九州市小倉北区内7-8）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 中間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

(ア) 都市施設の整備に関する方針

(イ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 中間都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	46.6千人	43.6千人

市街地内人口	45.9千人	43.0千人
--------	--------	--------

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び中間市都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 苅田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 苅田都市計画区域区分
- (3) 苅田都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月24日（水） 午後2時30分から4時30分まで
- (2) 場所
福岡県小倉総合庁舎 大会議室（福岡県北九州市小倉北区内7 - 8）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 苅田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ㊦ 都市づくりの基本理念
- ㊧ 地域毎の市街地像
- ㊨ 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ㊦ 区域区分決定の有無
- ㊧ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ㊦ 土地利用に関する方針
- ㊧ 都市施設の整備に関する方針
- ㊨ 市街地開発事業に関する方針
- ㊩ 自然環境の整備又は保全に関する方針

- (2) 苅田都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	32.6千人	35.0千人
市街地内人口	31.2千人	33.6千人

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する

(3) 苅田都市計画臨港地区の変更の案の概要

臨港地区の区域を(4)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(4) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 久留米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 久留米都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月25日（木） 午前10時から12時まで
- (2) 場所
福岡県久留米総合庁舎 大会議室（福岡県久留米市合川町1642-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 久留米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ㍿ 都市づくりの基本理念
- ㍿ 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ㍿ 区域区分決定の有無
- ㍿ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ㍿ 土地利用に関する方針
- ㍿ 都市施設の整備に関する方針
- ㍿ 市街地開発事業に関する方針

(エ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 久留米都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	
	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	239.3千人	233.7千人
市街地内人口	201.5千人	197.6千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久留米市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

(1) 小郡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 小郡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月25日（木） 午前10時から12時まで

(2) 場所

福岡県久留米総合庁舎 大会議室（福岡県久留米市合川町1642-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 小郡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分決定の有無

(イ) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

(ア) 都市施設の整備に関する方針

(イ) 市街地開発事業に関する方針

(ウ) 自然環境の整備又は保全に関する方針

(2) 小郡都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	57.5千人	60.1千人
市街地内人口	39.5千人	42.1千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会では中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 大牟田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 大牟田都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年11月25日（木） 午後2時30分から4時30分まで
- (2) 場所

福岡県大牟田総合庁舎 大会議室A（福岡県大牟田市小浜町24 - 1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 大牟田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- ア 都市づくりの基本理念
- イ 地域毎の市街地像
- ウ 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ア 区域区分決定の有無
- イ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画決定の方針

- ア 土地利用に関する方針
- イ 都市施設の整備に関する方針
- ウ 市街地開発事業に関する方針
- エ 自然環境の整備又は保全に関する方針

エ 公害の防止及び環境の改善の方針

- ア 公害防止及び環境の改善のための施策の概要

(2) 大牟田都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

年次	平成17年	平成27年
区分		
都市計画区域内人口	141.0千人	131.3千人
市街地内人口	125.1千人	116.8千人

(3) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市計画・公園課、みやま市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

小竹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月26日（金） 午後2時30分から4時30分まで

(2) 場所

飯塚市防災センター2階会議室（飯塚市芳雄町16番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 小竹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

ア 小竹町小竹区について都市計画区域の変更による参考附図の変更

(2) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小竹町役場企画財政課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場

合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月26日（金） 午後2時30分から4時30分まで

(2) 場所

飯塚市防災センター2階会議室（飯塚市芳雄町16番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

ア 筑穂地区について都市計画区域の変更による文言及び参考附図の変更

イ 穎田地区について都市計画区域の変更による参考附図の変更

(2) 閲覧

平成22年11月1日から11月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び飯塚市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年11月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成22年11月1日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道八女瀬高線改築工事（福岡県筑後市大字鶴田字船小屋地内からみやま市瀬高町

本郷字切目地内まで) 及びこれに伴う市道付替工事並びに県道船小屋停車場水田線改築工事 (福岡県筑後市大字津島字洲崎地内から同市大字常用字野中地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県筑後市大字尾島字船小屋	183番5	宅地	544.84 (544.84) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積174.52平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人江口武士の相続人

江口満夫 (持分3分の1)

福岡県筑後市大字鶴田248番地1

江口芳則 (持分3分の1)

福岡県筑後市大字水田1172番地1

江口正晴 (持分3分の1)

福岡県筑後市大字尾島183番地1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

株式会社福岡銀行

福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成22年10月15日